

石巻地区広域行政事務組合議会個人情報保護条例の制定について

1 制度の趣旨

令和3年5月に、国ではデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を公布し、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年4月から施行される予定です。

これに伴い、各地方公共団体には新個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、地方公共団体の議会は、共通ルールの適用対象から除かれることとなります。

石巻地区広域行政事務組合議会では、この制度改正に対応するため、新たに「石巻地区広域行政事務組合議会個人情報保護条例(本条例)」を制定することにより、個人情報の適正な取扱いを図ってまいります。

また、同時に条例整備が進められる予定の「石巻地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(施行条例)」とも整合を取りながら、本条例の制定に向けて進めてまいります。

2 条例について

改正法の規定に準じて、議会の保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるもので、主な内容は以下のとおりです。

(1) 開示請求に係る手数料

施行条例及び石巻地区広域行政事務組合情報公開条例との整合性を図り、手数料を徴収しない(無料とする)取扱いとし、実費相当額(複写代金、郵送料)のみ請求者の負担とします。

(2) 開示請求等の手続(開示決定等の期限)

改正法では、開示請求を受けてから原則30日以内に決定を行うこととされていますが、条例に規定することで決定期限の短縮が認められていることから、市施行条例や情報公開制度との整合性を図り、請求者の利便性を図るため、開示決定等の期限を短縮し、請求のあった日から14日以内とします。

(3) 審議会等への諮問

改正法では、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聴くことが特に必要なときは、合議制の機関に諮問することができるとしています。議会では、市の附属機関である「石巻市情報公開・個人情報保護審査会」を、この機関と位置づけ以下の項目について諮問することができるようにします。

(4) 罰則について

議会担当職員等の守秘義務違反に対する罰則を規定することとします。

3 施行日について

個人情報保護法の改正規定の施行日に合わせ、令和5年4月1日となる予定です。